

広島県告示第四十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によつて、県営成井住宅、県営丸子山住宅、県営第二丸子山住宅、県営田の浦住宅、県営諏訪住宅、県営御園宇住宅、県営平岩住宅及び県営西高屋住宅並びに県営成井住宅駐車場、県営丸子山住宅駐車場、県営第二丸子山住宅駐車場、県営田の浦住宅駐車場、県営諏訪住宅駐車場、県営御園宇住宅駐車場、県営平岩住宅駐車場及び県営西高屋住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
代 表 者 氏 名	主たる事務所の所在地	
株式会社 代表取締役 史 くれせん 平尾 清	吳市西中央四丁目六番 三号	指 定 年 月 日
	日 平成二一年一二月二五	管 理 の 期 間
		平成二三年四月一日()
		平成二七年三月三一日